

# 令和2年度 三重県企業庁経営懇談会 説明資料

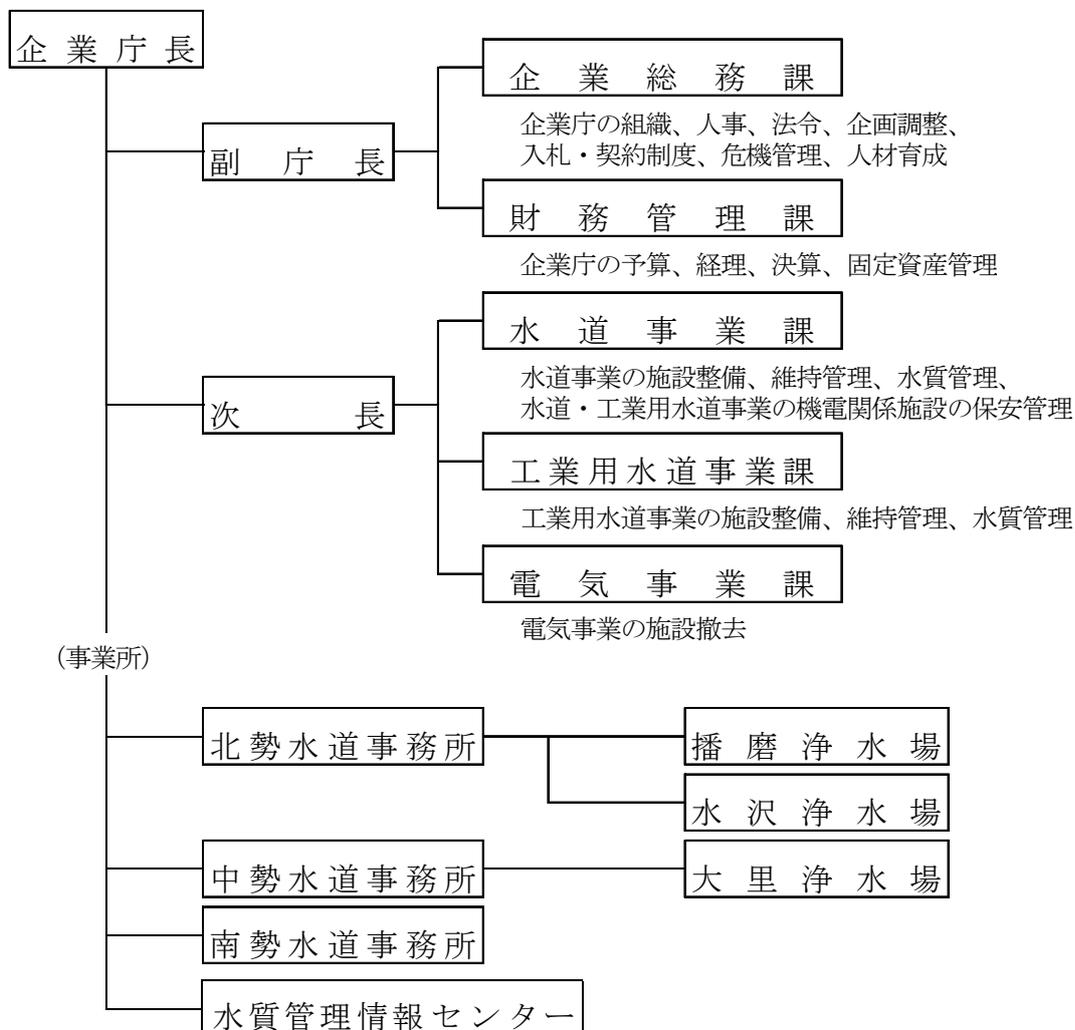
I	三重県企業庁の概要	
1	令和2年度の組織体制	1
2	令和元年度決算の概要	2
II	三重県企業庁経営計画の概要	6
III	各事業の令和2年度進捗状況	
1	水道事業	11
2	工業用水道事業	19
3	電気事業（RDF焼却・発電事業）	27
IV	三重県企業庁経営計画の改定方針	28
	(参考資料)	
	令和元年度「三重県企業庁経営懇談会」の概要	35

令和3年2月9日  
三重県企業庁

# I 三重県企業庁の概要

## 1 令和2年度の組織体制

### (1) 組織図〔5課、4事業所〕



### (2) 職員数の推移（令和3年2月1日現在）

【単位：人】

	H28		H29		H30		R1		R2	
	人数	増減								
本庁	64	△3	61	△3	61	—	60	△1	62	2
事業所	124	0	125	1	124	△1	124	—	119	△5
計	188	△3	186	△2	185	△1	184	△1	181	△3

## 2 令和元年度決算の概要

### (1) 損益計算書及び貸借対照表

#### ア 損益計算書

損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る令和元年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、これは水や電力の供給に伴う料金収入等です。

費用の主なものは営業費用であり、これは施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費等です。

(単位:百万円・税抜き、%)

	水 道		工業用水道		電 気	
	R1	対前年度比	R1	対前年度比	R1	対前年度比
営業収益	8,198	101.4	5,393	102.0	605	43.8
営業費用	8,455	104.1	5,202	105.3	1,144	56.3
営業損益	△257	—	191	55.4	△539	—
営業外収益	862	99.7	379	95.9	21	48.2
営業外費用	434	89.1	218	88.9	0.5	126.3
経常損益	172	50.5	352	71.1	△519	—
特別利益	—	—	—	皆減	54	皆増
特別損失	—	—	—	皆減	244	342.4
純損益	172	50.5	352	81.4	△709	—
前年度繰越利益剰余金等	340	84.9	432	105.0	△2,659	—
当年度未処分利益剰余金	512	69.1	783	92.9	△3,368	—

※百万円未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。(貸借対照表も同じ)  
単位未満の金額は小数点第1位まで表記しています。

#### イ 貸借対照表

貸借対照表は、各事業の令和元年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産とで構成されます。固定資産の主なものは管路や浄水場等の有形固定資産、ダム使用権等の無形固定資産です。

負債は、企業債や引当金等の固定負債、企業債(1年以内償還分)や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

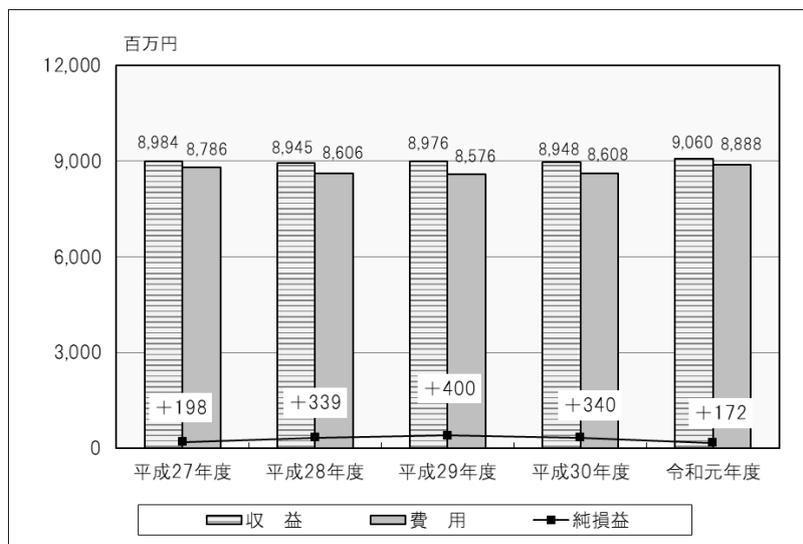
資本は、資本金と剰余金とで構成されます。

(単位:百万円・税抜き、%)

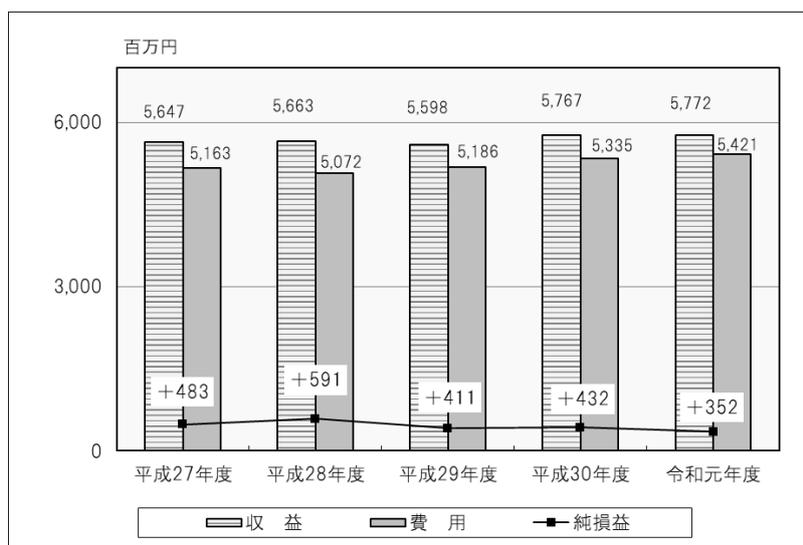
	水 道		工業用水道		電 気	
	R1	対前年度比	R1	対前年度比	R1	対前年度比
固定資産	121,551	98.0	109,581	104.1	1,266	61.4
流動資産	11,991	102.2	8,024	95.6	8,567	96.4
資産合計	133,541	98.3	117,605	103.5	9,833	89.8
固定負債	17,906	89.3	22,241	119.0	155	45.9
流動負債	2,732	88.2	1,503	94.5	83	35.3
繰延収益	22,039	98.7	17,185	99.1	—	皆減
負債合計	42,676	93.8	40,929	108.8	238	36.9
資本金	89,485	100.9	74,665	100.9	12,964	100.0
剰余金	1,381	85.8	2,012	97.1	△3,368	—
資本合計	90,865	100.6	76,677	100.8	9,595	93.1
負債資本合計	133,541	98.3	117,605	103.5	9,833	89.8

## (2) 決算額の推移

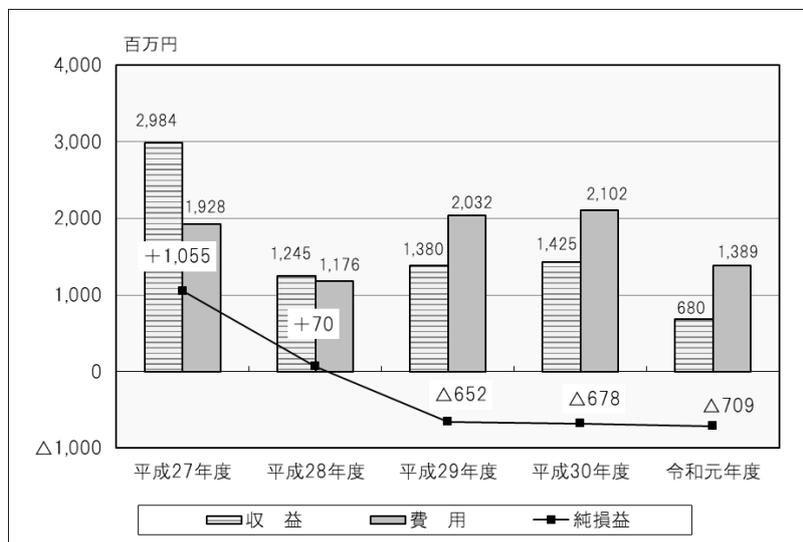
### ア 水道事業



### イ 工業用水道事業

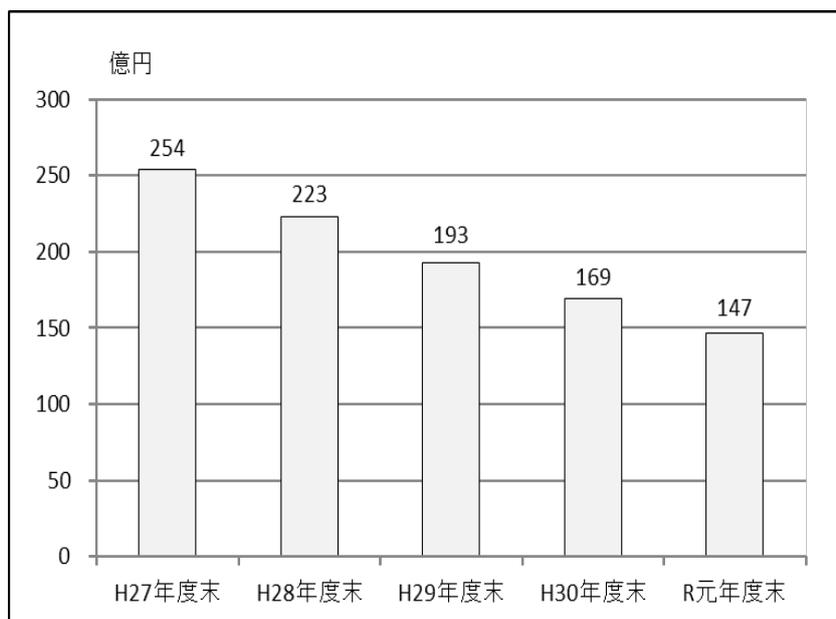


### ウ 電気事業

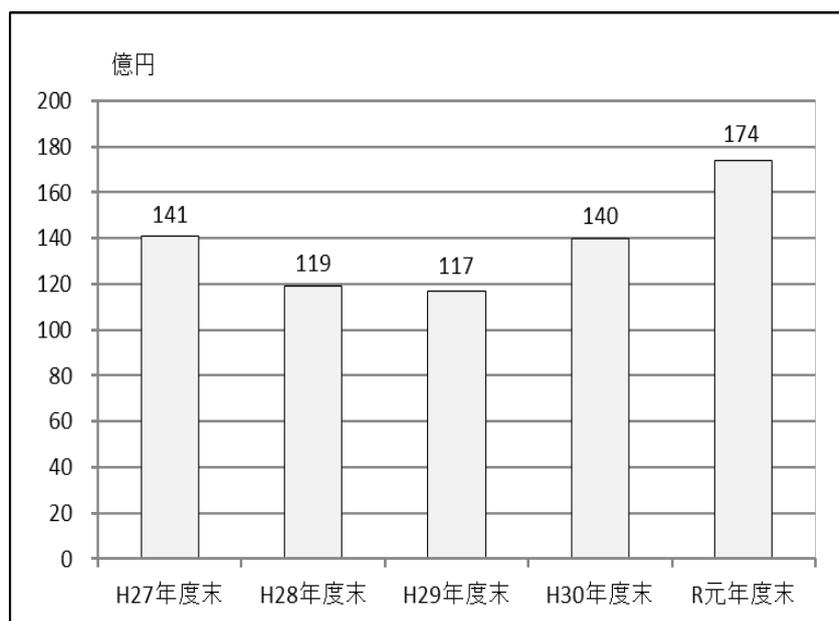


### (3) 長期債務残高の推移

#### ア 水道事業



#### イ 工業用水道事業



#### ウ 電気事業

平成 27 年度において企業債の償還が完了しており、それ以降は該当ありません。

#### (4) 電気事業における資本金の額の減少

「三重県企業庁経営計画」では、電気事業における経営目標達成に向けた取組として、「電気事業の清算及び財産の引継ぎ」を記載しており、順次事務処理を進めています。

令和2年度においては、県議会の議決を経て、令和元年度電気事業決算における資本金129億6,362万5,000円から、資本金91億5,274万1,901円を減少し、うち33億6,838万9円を未処理欠損金に充てるとともに、水力発電事業譲渡差額金相当額57億8,436万1,892円を一般会計へ拠出しました。

#### 令和元年度 三重県電気事業欠損金処理計算書及び剰余金処分計算書

(単位:円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未 処 理 欠 損 金
当 年 度 末 残 高	12,963,625,000	0	△3,368,380,009
議会の議決による処分額	△9,152,741,901	0	3,368,380,009
減資による欠損補填	△3,368,380,009	0	3,368,380,009
有償減資(一般会計へ納付)	△5,784,361,892	0	0
処 分 後 残 高	3,810,883,099	0	(繰越欠損金) 0

## Ⅱ 三重県企業庁経営計画の概要

### 第1章 策定の趣旨

#### 1 目的

人口減少に伴う給水量の減少とともに、事業開始から長期間を経過し施設の更新需要の増大が見込まれる中、東日本大震災の経験を踏まえた震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化にも的確に対応しながら、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示すものとして「三重県企業庁経営計画」を策定したものです。

#### 2 計画の位置づけ

三重県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」の企業庁としての実行計画として位置づけるとともに、総務省及び厚生労働省から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づけています。

#### 3 計画期間

今後30年から40年程度先までの事業環境を見通したうえで、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画としています。

### 第2章 経営の基本

#### 1 経営理念（存在意義）

公共性と経済性を両立させたいと、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献します。

#### 2 ビジョン（将来の状態）

時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業

#### 3 ミッション（使命・担うべき役割）

- ・「安全」で「安心」できるサービスを提供
- ・「強靱」な体制で「持続」してサービスを提供

#### 4 経営にあたっての行動基軸

- ・信頼とパートナーシップの構築
- ・コンプライアンスの推進
- ・健全な経営
- ・絶え間ない検証・改善
- ・環境保全と社会貢献

第3章 各事業の現状と課題		第4章 事業別の展開												
<p><b>【現状】</b> (事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営</li> <li>県内29市町のうち18市町に水道用水を供給</li> <li>給水能力は日量429,366m<sup>3</sup>で、県全体の水道使用量の約28%を供給</li> </ul> <p>(給水量・料金の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水量実績は減少傾向で推移</li> <li>施設利用率は全体で約46%</li> <li>内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化</li> <li>給水原価は、全国平均と比較すると高い状態</li> </ul> <p>(施設管理・整備の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、浄水場に職員を配置したうえで運転監視等の業務を個別に民間委託</li> <li>浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を推進</li> </ul> <p>(水質管理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水質管理情報センターへ水質担当職員を集約し、水質管理や調査・研究の体制を強化</li> </ul> <p>(財務の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>損益は黒字基調で、平成27年度末の累積欠損金なし</li> <li>計画的な施設改良を実施する一方で、高金利企業債等の繰上償還により長期債務残高が減少</li> <li>自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保</li> </ul> <p><b>【今後の見通しと課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民の水道に対する様々なニーズや改定された水質基準への的確な対応</li> <li>南海トラフ地震などの発生が予想される中で、大規模地震への備えや設備の老朽化に伴う更新需要への対応</li> <li>人口減少に伴う水需要が減少する一方、施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続</li> </ul>	経営目標	経営目標達成に向けた取組									成果指標			
	ア 安全でおいしい水の供給	(ア) 適切な水質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源から市町受水地点までの水質を的確に把握し水質試験結果を浄水処理工程にフィードバックしてきめ細かな浄水処理を実施</li> </ul>	現状値 H28	目標値 H38									
		(イ) 水質管理の強化 (管理目標値の設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質などについて、国の水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質基準適合率 (%) 100</li> <li>総トリハロメタンの管理目標値達成度 (%) 100</li> <li>カビ臭物質*の管理目標値達成度 (%) 100</li> </ul>										
		(ウ) 浄水処理施設の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源水質の変動による一時的な異臭味の発生時や水源の水質事故発生時の対策として、活性炭処理設備を整備することで浄水処理機能を強化</li> <li>平成27年度に改定された水質基準への対応として、大里浄水場に凝集沈澱池を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ジェオスミンと2-MIBの2項目</li> <li>臭気強度の管理目標値達成度 (%) 100</li> </ul>										
	イ 強靱な水道の構築	(ア) 耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場については、東日本大震災後に公表された南海トラフ地震の波形も踏まえた耐震詳細診断結果に基づき、計画的に耐震化</li> <li>耐震性を有しない管路のうち、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路を優先して耐震管に布設替え</li> </ul>	現状値 H28	目標値 H38									
		(イ) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気・機械設備については、定期的な点検整備や劣化診断に取り組みつつ、効率的・効果的に更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場の耐震化率 (%) 10.2</li> <li>管路の耐震適合率 (%) 62.1</li> </ul>										
		(ウ) 施設の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の更新率 (%) -</li> <li>給水障害発生件数 (件) 0</li> </ul>										
	ウ 健全な事業運営の持続	(ア) アセットマネジメントによる適正な資産管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・財政の両面で健全な水道を次世代に引き継ぐため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践</li> </ul>											
		(イ) 施設規模の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設更新にあたっては、水需要に応じた合理的な施設規模や配置等により再構築</li> </ul>	現状値 H28	目標値 H38									
		(ウ) 広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>受水市町等と検討体制を構築し、人材育成に関する連携や施設の共同化等、事業統合に限らず将来の合理的な運営方法などを検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水原価 (円/m<sup>3</sup>) 110.4*</li> </ul>										
(エ) 料金制度の最適化		<ul style="list-style-type: none"> <li>県が供給する水道水の利用促進につながる使用料金の設定、超過料金の廃止など、料金体系の見直しについて検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常収支比率 (%) 102.3*</li> </ul>											
(オ) 官民連携		<ul style="list-style-type: none"> <li>更なる効率的な事業運営と民間活力の導入をめざし、民間委託の契約期間の長期設定や、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ及び最新技術の活用</li> </ul>												
投資・財政計画 (収支計画)		区分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38		
(注) ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。 ・端数処理のため合計が合わない場合があります。 ・確保水源に係る経費を含んでいます。 ・10年間の建設改良費は約441億円です。		収益的 収 支	収 益	8,847	8,807	8,798	8,780	8,786	8,784	8,782	8,777	8,766	8,743	
			費 用	8,813	8,694	8,638	8,475	8,415	8,453	8,478	8,505	8,532	8,510	8,510
			純損益	34	113	160	305	371	331	304	272	234	233	
		資本的 収 支	収 入	1,031	1,435	2,004	2,743	3,679	2,684	2,212	3,165	52	52	
			支 出	6,226	5,364	6,803	8,377	6,531	6,559	6,271	7,404	4,147	4,710	
			うち建設改良費	3,230	2,989	4,579	6,475	4,695	4,745	4,608	5,914	3,026	3,801	
			資本的収支差	△5,195	△3,929	△4,799	△5,634	△2,852	△3,875	△4,059	△4,239	△4,095	△4,658	
			企業債残高	19,288	16,913	14,689	12,788	12,495	12,042	11,475	12,391	11,271	10,361	
			内部留保資金	9,700	9,558	8,715	7,216	8,411	8,602	8,615	8,561	8,460	7,863	

○工業用水道事業

※平成29年3月策定時

第3章 各事業の現状と課題		第4章 事業別の展開											
	経営目標	経営目標達成に向けた取組									成果指標		
	<p><b>【現状】</b> (事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業の3事業を運営</li> <li>平成28年度当初で県内93社106工場に工業用水を供給</li> <li>最大給水能力は日量911,500m<sup>3</sup>で、県全体の工業用水需要量の約6割を供給</li> </ul> <p>(給水量・料金の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水量実績は減少傾向で推移</li> <li>平成28年度当初の契約率は、北伊勢86%、中伊勢60%、松阪100%</li> <li>経済情勢の変化などにより、実際に使用する水量と契約水量が乖離</li> <li>内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化</li> </ul> <p>(施設管理・整備の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、その業務を民間委託し、平成21年度からは浄水場等の技術管理業務の包括的な民間委託を導入</li> <li>浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を推進</li> <li>取水困難な水源を廃止するなど施設規模を適正化</li> </ul> <p>(財務の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>損益は黒字基調で、平成27年度末の累積欠損金なし</li> <li>計画的な施設改良を実施する一方で、高金利企業債等の繰上償還により長期債務残高が減少</li> <li>自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保</li> </ul> <p><b>【今後の見通しと課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震などの発生が予想される中で、大規模地震への備えや施設の老朽化に伴う更新需要への対応</li> <li>施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続</li> </ul>	ア 強靱な工業用水道の構築	<p>(ア) 耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるよう、山村浄水場、伊坂浄水場及び水管橋を耐震化</li> <li>老朽化対策として実施する管路更新にあわせて管路を耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場の耐震化率(%)</li> </ul>	<p>現状値 H28</p> <p>28.0</p>	<p>目標値 H38</p> <p>100</p>	<p>(イ) 老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替え</li> <li>老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制水弁の更新率(%)</li> <li>管路の耐震適合率(%)</li> </ul>	<p>-</p> <p>60.6</p>	<p>100</p> <p>66.9</p>	<p>(ウ) 施設の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の更新率(%)</li> <li>給水障害発生件数(件)</li> </ul>	<p>-</p> <p>1</p>
イ 健全な事業運営の持続		<p>(ア) 的確な水需要の予測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存ユーザーに対し定期的にアンケートを実施し今後の水需要を的確に予測</li> <li>予測した水需要は、施設改良計画などに反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水原価(円/m<sup>3</sup>)</li> </ul>	<p>現状値 H28</p> <p>30.1*</p>	<p>目標値 H38</p> <p>35.4</p>	<p>(イ) アセットマネジメントによる適正な資産管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道を実現するため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間給水量(百万m<sup>3</sup>)</li> <li>経常収支比率(%)</li> </ul>	<p>203*</p> <p>109.3*</p>	<p>213</p> <p>100以上</p>	<p>(ウ) 施設規模の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渇水などの危機管理への対応なども考慮のうえ、総合的に必要な施設規模を検討</li> </ul>	<p>(エ) 料金制度の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーとの意見交換を行いながら健全かつ安定した事業運営を確保したうえでの新しい料金の仕組みについて検討</li> </ul>	<p>*給水原価、年間給水量、経常収支比率の現状値はH27実績値</p>	<p>(オ) 官民連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場等の技術管理業務の包括的な委託について、導入効果を検証しながら委託期間や委託内容の拡充などを検討</li> </ul>
投資・財政計画(収支計画)		区分											
			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
(注)	(単位:百万円)	収益的 収 支	収 益	5,641	5,617	5,751	5,800	6,109	6,101	6,094	6,087	6,082	
			費 用	5,610	5,616	5,747	5,779	6,082	6,081	6,056	6,063	6,074	6,067
			純損益	31	1	4	21	27	20	38	24	8	36
		資本的 収 支	収 入	3,407	4,116	5,826	4,765	2,458	2,565	1,820	2,278	1,584	1,651
			支 出	7,306	7,219	8,415	7,423	5,102	5,283	4,546	5,067	4,313	4,398
			うち建設改良費	5,201	5,953	7,168	6,322	4,079	4,364	3,633	4,141	3,333	3,354
			資本的収支差	△3,899	△3,103	△2,589	△2,658	△2,644	△2,718	△2,726	△2,789	△2,729	△2,747
			企業債残高	12,824	15,221	19,165	22,241	23,202	24,374	24,841	25,717	25,889	26,074
			内部留保資金	6,806	6,240	6,386	6,492	6,633	6,763	6,897	7,043	7,183	7,314

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開																																																		
	経営目標	経営目標達成に向けた取組				成果指標																																													
<p><b>【現状】</b>                      (事業の概要)                      ・水力発電事業は民間譲渡し、RDF焼却・発電事業を主体とした電気事業を運営                      ・RDF焼却・発電事業の事業期間は平成32年度末まで                      ・県内5団体(12市町)で製造されたRDFを燃料として、発電した電力を桑名広域清掃事業組合及び電気事業者へ供給                      ・三重ごみ固形燃料発電所の処理能力は日量240トン、発電出力は12,050kW</p> <p>(RDF受入量・供給電力量の状況)                      ・RDF受入量は年間4万5千トン程度                      ・供給電力量は年間約5万MWh</p> <p>(施設管理の状況)                      ・RDF貯蔵槽爆発事故後に維持管理体制を見直し、施設の総点検及び改修を行うとともに危機管理マニュアル等を整備                      ・新たな貯蔵施設を整備し、安全の確保に万全を期した運転管理を実施</p> <p>(財務の状況)                      ・損益は、RDF焼却・発電事業の開始から赤字が続いていたが、処理委託料の改定や再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用などにより、平成24年度から黒字化</p> <p><b>【今後の見通しと課題】</b>                      ・平成32年度末までの事業期間において、引き続き三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定的な運転を最優先にした事業運営                      ・RDF焼却・発電事業を円滑に終了し、あわせて電気事業を清算</p>	<p>ア 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転</p>	<p>(ア) 安全・安定運転の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RDF製造団体等の関係者と連携し、RDFの品質管理の徹底とRDF焼却・発電施設及び貯蔵施設の安全・安定な管理</li> <li>・地元住民の方々との信頼関係を確保しながら確実に安全・安定運転</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 H28</th> <th>目標値 H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・RDF外部処理委託量(t)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・電気事故件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 H28	目標値 H32	・RDF外部処理委託量(t)	0	0	・電気事故件数(件)	0	0																																						
	現状値 H28	目標値 H32																																																	
・RDF外部処理委託量(t)	0	0																																																	
・電気事故件数(件)	0	0																																																	
	<p>投資・財政計画(収支計画)                      (単位:百万円)</p> <p>(注)                      ・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。                      ・端数処理のため合計が合わない場合があります。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収益的収支</td> <td>収益</td> <td>1,362</td> <td>1,223</td> <td>1,234</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>2,417</td> <td>2,199</td> <td>2,194</td> <td>1,868</td> </tr> <tr> <td>純損益</td> <td>△1,055</td> <td>△977</td> <td>△960</td> <td>△1,029</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資本的収支</td> <td>収入</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資本的収支差</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>企業債残高</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>内部留保資金</td> <td>8,648</td> <td>8,068</td> <td>7,674</td> <td>7,052</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H29	H30	H31	H32	収益的収支	収益	1,362	1,223	1,234	839	費用	2,417	2,199	2,194	1,868	純損益	△1,055	△977	△960	△1,029	資本的収支	収入	500	500	500	400	支出	-	-	-	-	資本的収支差	500	500	500	400	企業債残高	-	-	-	-	内部留保資金	8,648	8,068	7,674	7,052		
区分	H29	H30	H31	H32																																															
収益的収支	収益	1,362	1,223	1,234	839																																														
	費用	2,417	2,199	2,194	1,868																																														
	純損益	△1,055	△977	△960	△1,029																																														
資本的収支	収入	500	500	500	400																																														
	支出	-	-	-	-																																														
	資本的収支差	500	500	500	400																																														
企業債残高	-	-	-	-																																															
内部留保資金	8,648	8,068	7,674	7,052																																															

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開			
<p><b>【現状】</b>  <b>（経営基盤強化のための取組）</b>                      ・抜本的な経営改善による事業内容の変化に対応した適正な組織の改編と人員の配置                      ・専門研修や訓練、OJTの実施による人材育成や技術継承                      ・企業庁独自の非常参集体制の構築など危機管理の強化                      ・健全な財務運営と、確実かつ効率的な資金運用及び資金管理                      ・ISO9001を活用した業務の継続的な改善による経営の品質向上</p> <p><b>（地域社会との信頼構築のための取組）</b>                      ・情報提供とコミュニケーションのためのイベントの実施やユーザーとの定期的な協議                      ・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂・山村ダム周辺を憩いの場として開放などの地域貢献                      ・太陽光発電や小水力発電の導入、浄水場で発生する汚泥の有効利用など事業活動における環境配慮</p> <p><b>【今後の見通しと課題】</b>                      ・事業規模の縮小や民間委託の導入拡大などにより現場経験を積む機会が減少する中で、職員の技術力の維持・向上のための人材育成や技術継承                      ・大規模地震など今までに経験のない危機への的確な対応                      ・事業を取り巻く環境が変化する中で、地域社会との信頼構築</p>	経営目標	経営目標達成に向けた取組	活動指標	
	ア 経営基盤の強化	(ア) 組織・定員・給与・人事管理	・柔軟で効率的・効果的な組織の整備 ・業務量に応じた適正な定員管理 ・職員の給与について適切な制度管理 ・「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を活用した人材育成・人事管理	現状値 目標値 H28 H38
		(イ) 人材育成・技術継承	・職務遂行上必要な専門的知識や危機管理意識、経営感覚を身につけ、事業環境の変化に対応し的確に課題を解決できる人材を育成 ・企業庁職員として経験的に培ってきた技術や知識について、OJT手法を活用して確実に次世代の職員へ継承	・企業庁専門研修開催時間数（時間） 65 65以上 ・危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回） 76 70以上
		(ウ) 危機管理	・ライフラインを担う事業者として安全・安定供給を行っていくための危機管理を推進	
		(エ) 資金・資産の管理・活用	・資金の元本の安全性と流動性を確保したうえで、確実かつ効率的な運用	・資金運用状況※（％） 100 100以上
		(オ) 経営の品質向上	・トップマネジメントによる経営の品質管理や業務の継続的改善により顧客満足につながる質の高いサービスを提供 ・AIやデータ分析に基づく予知保全など新たなICTの技術動向を注視するとともに、今後の活用についても検討 ・これまで培ってきた技術・ノウハウを生かした新たな事業展開など、時代の要請に応じた経営について検討	※資金運用状況： 年間平均運用金利÷年間平均普通預金金利
	イ 地域社会との信頼構築	(ア) 情報提供とコミュニケーション	・経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすことで県民や市町、ユーザーの安心感や信頼感を醸成するための積極的な情報提供 ・県民やユーザーとの対話による相互理解	現状値 目標値 H28 H38
		(イ) コンプライアンス	・法令の遵守や、公正な職務の遂行など企業庁におけるコンプライアンスを推進	・イベントを通じた情報発信対象人数（人） 1,104 1,100以上
(ウ) 地域貢献		・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂ダム及び山村ダムの周辺施設の開放など、地域貢献を継続	・施設見学受入れ件数（件） 122 120以上	
(エ) 環境配慮		・環境にやさしいオフィス活動、浄水場で発生する汚泥の有効利用、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの有効活用など環境に配慮した事業活動を推進	・コピー用紙使用量※（％） +1.6 △5 ※コピー用紙使用量：H27使用量を基準とした削減率	

第5章 計画の推進

1 進行管理

各事業の経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理及びPDCAサイクルによる検証・改善  
 事業環境に新たな変化等が生じた場合は、必要に応じ計画内容を見直し

2 外部からの意見聴取

市町、ユーザー、有識者など外部から事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を定期的に聴取

### Ⅲ 各事業の令和2年度進捗状況

#### 1 水道事業

##### (1) 運営状況

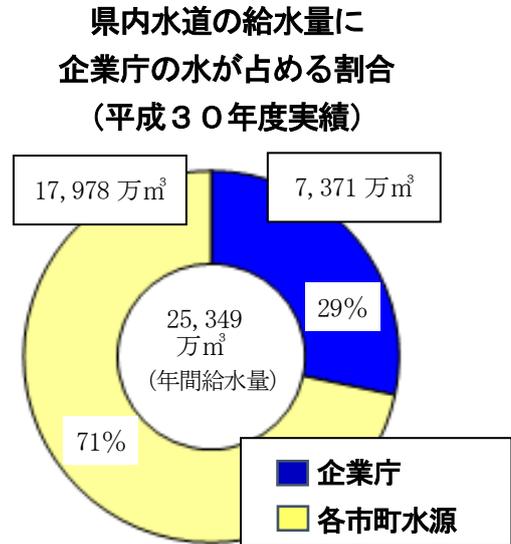
本県の水道事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年度に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

その後、事業統合や拡張事業を順次実施し、市水道事業への一元化を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営しており、県内18市町に水道用水を供給しています。

令和3年2月1日現在の給水能力は、一日あたり429,366 m<sup>3</sup>となっています。

平成30年度の企業庁の給水量は7,371万m<sup>3</sup>で、県全体の給水量2億5,349万m<sup>3</sup>の29%を占めています。

(令和元年度の企業庁の給水量は7,655万m<sup>3</sup>)



##### (2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

水道料金は、原則、5年ごとに見直しを行っており、現行の水道料金は令和2年4月1日に改定を行っています。

基本料金・・・「基本水量」に「基本料金の料率 (円/m<sup>3</sup>・月)」を乗じて得た金額  
 使用料金・・・「使用水量」に「使用料金の料率 (円/m<sup>3</sup>)」を乗じて得た金額

#### 料金表 (令和3年2月1日現在)

	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩水道用水供給事業
	北勢系 木曾川用水系	北勢系 三重用水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市以外	亀山市		
基本料金の料率 (円/m <sup>3</sup> ・月)	700	1,710	2,230	2,430	960	780
使用料金の料率 (円/m <sup>3</sup> )	39					

水道事業の概要【営業関係】

(令和3年2月1日現在)

事業名	水源 ＜浄水場＞	計画 目標 年度	給水対象市町及び基本水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日
北中勢 水道用水 供給事業	北勢系 木曾川用水系	S60	四日市市 36,200 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 鈴鹿市 10,000 川越町 5,800 計 80,300	80,300	一部給水: S52. 3. 28 全部給水: S54. 4. 1
	北勢系 三重用水系	H12	四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菰野町 2,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3. 4. 1 全部給水: H8. 4. 1
	北勢系 長良川水系	R7	四日市市 2,200 木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 菰野町 700 鈴鹿市 2,200 朝日町 1,000 亀山市 7,400 川越町 1,400 計 18,000	18,000	一部給水: H13. 4. 1 一部給水: H21. 7. 1 全部給水: H23. 4. 1
	中勢系 雲出川水系	S60	津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46. 6. 4 一次拡張: S56. 4. 1
	中勢系 長良川水系	R7	津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10. 4. 1
南勢志摩水道 用水供給事業	榑田川 (蓮ダム) ＜多気＞	R2	伊勢市 37,300 明和町 2,800 松阪市 61,000 大台町 1,700 鳥羽市 20,000 玉城町 500 志摩市 10,000 度会町 500 多気町 6,050 計 139,850	139,850	一部給水: S62. 5. 1 全部給水: H27. 4. 1
合 計			18市町	429,366	

※計画目標年度は、事業認可計画時において、給水能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度。

水道事業の概要【確保水源】

(令和3年2月1日現在)

水 源	計画給水量(m <sup>3</sup> /日)	工 期	事業費	備 考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43～ 平成 6年度	78.2億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
榑田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46～ 平成 3年度	36.1億円	水源施設は完了 (国土交通省管理)

※事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額。

### (3) 経営目標および達成に向けた取組状況

#### ア 経営目標：安全でおいしい水の供給

年間を通して水質基準に適合した水道水を供給するため、水源から分水（市町受水地点）までの一貫した水質管理を徹底するとともに、安全性やにおいなどに関する県民のニーズも踏まえた、安全でおいしい水の供給をめざします。

※ 「三重県企業庁経営計画」において、「おいしい水」とは塩素臭が少なく異臭のない水としています。

#### [目標達成に向けた取組状況]

県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から、総トリハロメタン、カビ臭物質及び臭気強度について、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化しています。

本年1月末時点において、経営計画の経営目標である「安全でおいしい水の供給」に掲げている水質基準、管理目標値はすべて達成しています。

また、水道全5浄水場へ活性炭処理設備の整備（播磨、水沢、高野、多気浄水場には整備済）を進めることとしています。

本年度は、大里浄水場において活性炭処理設備（令和元年度着工）の整備を、令和3年10月の供用開始に向けて実施しています。

#### [成果指標]

経営目標	成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
安全でおいしい水の供給	水質基準適合率（%）	100	100	100
	総トリハロメタンの管理目標値達成度（%）	100	100	100
	カビ臭物質の管理目標値達成度（%）	100	100	100
	臭気強度の管理目標値達成度（%）	100	100	100

#### 【成果指標の説明】

- ・水質基準適合率  
水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合
- ・総トリハロメタンの管理目標値達成度  
水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値0.1mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L以下」を達成した割合
- ・カビ臭物質の管理目標値達成度  
水道水のおいに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び2-MIBの2項目、共に水質基準値0.00001mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L以下」を達成した割合
- ・臭気強度の管理目標値達成度  
水道水のおいに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値3以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2以下」を達成した割合

## イ 経営目標：強靱な水道の構築

南海トラフ地震など、大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、水道用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

### [目標達成に向けた取組状況]

#### (ア) 耐震化

##### a 主要施設の耐震化

主要施設の耐震化については、経営計画の計画期間中において、全5浄水場の全49浄水処理施設の耐震化を完了させるとともに、全27排水処理施設のうち16施設、全14調整池のうち10池の耐震化を進めることとしています。

本年度は、高野浄水場の2浄水処理施設の耐震補強工事と、4浄水場（播磨・水沢・大里・多気）の排水処理施設及び鍛冶屋調整池（2,000 m<sup>3</sup>×1池）の耐震詳細診断を実施しています。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
浄水場の耐震化率(%) (累積/全体 浄水処理施設数)	87.8 ※1 (43/49)	87.8 (43/49)	100 ※1 (49/49)

※1： 経営計画策定時には、耐震詳細診断（平成27年度～平成29年度）を実施していたため暫定値としていましたが、耐震詳細診断の結果、新たに38施設で耐震性を有していることを確認したので、平成30年度に目標値の見直しを行いました。

##### b 管路の耐震化

管路については、総延長約430kmのうち、耐震適合性のない管路が約160kmあり、経営計画の計画期間中において、特に液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路約23.9kmに加えて、布設後40年以上経過した管路約6.5kmの耐震化を前倒して、あわせて30.4kmの耐震化を実施することとしています。

本年度は、約4.2kmの管路の布設替工事と、令和3年度以降に布設替えを予定している管路のうち約2.9kmの測量設計を実施しています。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 km)	65.1 (279.6 / 429.6)	65.3 (280.5 / 429.6)	69.2 ※2 (297.2 / 429.6)
うち経営計画期間中 における優先実施分	42.3 (12.9 / 30.4)	45.4 (13.8 / 30.4)	100 (30.4 / 30.4)

※2： 管路の耐震化を早期に進めるため、布設後40年以上を経過し、耐震性の低い継手を有する管路等の耐震化の前倒しを行うこととし、平成30年度に目標値の見直しを行いました。

## (イ) 老朽化対策

### a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、播磨浄水場5号送水ポンプ設備及び多気浄水場3系2号送水ポンプ設備などの分解点検整備工事を実施しています。



ポンプ設備の分解点検状況

### b 電気・機械設備の更新

更新時期を迎える電気・機械設備については、経営計画の計画期間中において、157設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検整備を実施するとともに、水需要の動向なども注視しつつ、効率的・効果的に更新を進めることとしています。

本年度は、水沢浄水場攪拌機及び高野浄水場ろ過池電動弁など16設備の更新工事を実施しています。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
設備の更新率 (%) (累積/計画期間に更新する設備数)	40.8 (64/157)	40.8 (64/157)	100 (157/157)



水沢浄水場攪拌機の設置状況

## [成果指標]

経営目標	成果指標	R 2 目標値	R 2 見込値	R 8 目標値
強靱な水道 の構築	浄水場の耐震化率 (%)	87.8 ※1	87.8	100 ※1
	管路の耐震適合率 (%)	65.1	65.3	69.2 ※2
	設備の更新率 (%)	40.8	40.8	100
	給水障害発生件数 (件)	0	0	0

※1： 経営計画策定時には耐震詳細診断（平成 27 年度～平成 29 年度）を実施していたため暫定値としていましたが、耐震詳細診断の結果、新たに 38 施設が耐震性を有していることを確認したため、平成 30 年度に目標値の見直しを行いました。

※2： 管路の耐震化を早期に進めるため、布設後 40 年以上を経過し、耐震性の低い継手を有する管路等の耐震化の前倒しを行うこととし、平成 30 年度に目標値の見直しを行いました。

### 【成果指標の説明】

- ・浄水場の耐震化率  
浄水場における浄水処理施設（49 施設）のうち耐震化する施設数の割合
- ・管路の耐震適合率  
管路総延長（約 430 k m）のうち耐震適合性のある管路延長の割合
- ・設備の更新率  
計画期間（平成 29 年度～令和 8 年度）に更新する設備数の割合  
更新対象設備は 157 設備
- ・給水障害発生件数  
当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数。  
なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民への給水に支障がない場合は給水障害としない。

## ウ 経営目標：健全な事業運営の持続

給水人口や給水量が減少することが見込まれる将来においても、社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

### [目標達成に向けた取組状況]

社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざすため、アセットマネジメント手法<sup>注</sup>による中長期的な視点を持った資産管理の実践や、施設規模の適正化、広域連携などについて検討しています。

注) アセットマネジメント手法とは、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(平成21年7月 厚生労働省)」に基づき、今後40年度程度の水需要、施設更新の需要及び財政収支の見通しを行い、計画的・効率的な水道施設の改築や維持管理、資金確保を進めるものです。

### [成果指標]

経営目標	成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
健全な事業 運営の持続	給水原価(円/m <sup>3</sup> )	110.9	108.9	115.0
	経常収支比率(%)	100 以上	100 以上	100 以上

#### 【成果指標の説明】

##### ・給水原価

有収水量1m<sup>3</sup>を作るために要する費用

{経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

##### ・経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

## (4) 建設・拡張事業

北中勢水道用水供給事業(長良川水系)の施設整備については、受水市町からの要請を受け、県(環境生活部)が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」(平成20年3月改定)に基づき、当庁が実施しています。

本年度は、大里浄水場の凝集沈澱池等築造工事(平成30年度着工)及び薬品注入設備設置工事(令和元年度着工)などを、令和3年10月の供用開始に向けて実施しています。

また、取水・導水施設の整備については、令和7年度の供用開始に向けて、昨年度に引き続き、基本設計や地元協議に取り組んでいます。

#### (5) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況を踏まえて、主要施設であるポンプ所や調整池等の水道施設における対策の検討を進めることとしています。

現在、河川管理者等が公表している洪水及び高潮の浸水想定区域内に8施設（工業用水道との共有施設1施設を含む）、県が指定する土砂災害警戒区域内に9施設があることが判明しています。

本年度は、浸水被害や土砂災害等に対する対策について先行事例の調査や検討を実施しています。

また、導水ポンプ所予備発電設備改良工事（令和元年度～令和3年度）にあわせて、燃料貯蔵タンクを増量することとしています。

## 2 工業用水道事業

### (1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道の給水を開始しました。

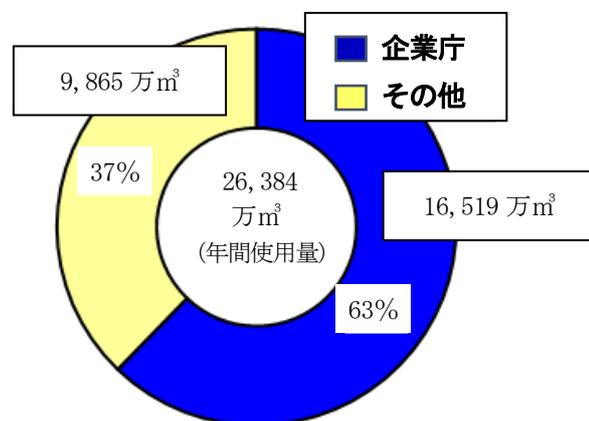
令和3年2月1日現在の給水能力は、1日あたり911,500 m<sup>3</sup>で、県内の91社104工場に工業用水を給水しています。

平成30年の企業庁の給水量は1億6,519万m<sup>3</sup>で、県全体の工業用水使用量<sup>注</sup>2億6,384万m<sup>3</sup>の63%を占めています。

(令和元年の企業庁の給水量は1億6,468万m<sup>3</sup>)

注) 県全体の工業用水使用量は、最新の2019年工業統計調査(経済産業省)より引用。

県内工業用水の使用量に  
企業庁の水が占める割合  
(平成30年実績)



### 工業用水道事業の概要【営業関係】

(令和3年2月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	契約給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	70社81工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋タム) <山村>	(1,000,000) 840,000	754,990	昭和31年 4月1日	昭和28年～	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	14社16工場	雲出川 (君ヶ野タム)	(50,000) 33,000	14,370	昭和46年 5月1日	昭和44年～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	榎田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36～62年度	908,208
合計		91社104工場		(1,088,500) 911,500	807,860			(14,699,936) 69,255,243

※給水能力の( )内は全体計画量を、事業費の( )内は水源負担額(外数)を示す。

※給水区域は現在給水している区域を示す。

※中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。

※給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたものである。

## 工業用水道事業の概要【確保水源】

(令和3年2月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)	工期	事業費	備考
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	(注) 4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
計	—	—	519,800	—	—	—

(注) 計画給水量については、事業予定計画水量。

## (2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。また、「使用水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

工業用水道事業の料金は、「三重県工業用水道条例」第24条の別表に定めており、現行料金は下表のとおりです。

なお、現行料金の算定期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間となっており、本年度は、令和3年度以降の料金の見直しを検討しました。(P24、25参照)

料金表 (令和3年2月1日現在)

(単位:円/m<sup>3</sup>)

	基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業	14.5	4.0	37.0
中伊勢工業用水道事業	27.4	2.0	58.8
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

基本料金・・・「基本使用水量 (m<sup>3</sup>/日)」(契約水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価 (円/m<sup>3</sup>)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「使用水量 (m<sup>3</sup>/日)」(基本使用水量から休止水量<sup>注</sup>を減じた水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価 (円/m<sup>3</sup>)」を乗じて得た金額

注) 休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回。(5月、11月)

### (3) 経営目標および達成に向けた取組状況

#### ア 経営目標：強靱な工業用水道の構築

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、工業用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

#### [目標達成に向けた取組状況]

##### (ア) 耐震化

###### a 主要施設の耐震化

経営計画の計画期間中において、全3浄水場（沢地、伊坂、山村）の全25浄水処理施設の耐震化を完了させることとしています。

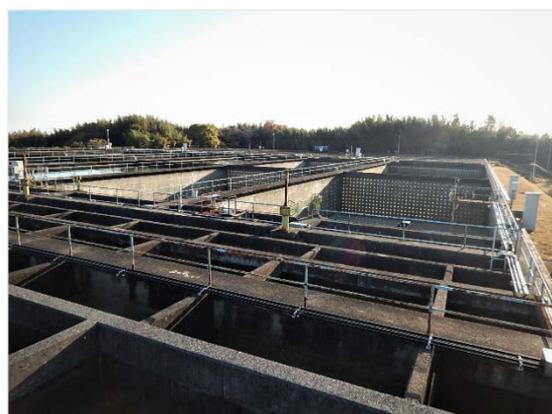
本年度は、山村浄水場（2系）5施設の耐震化工事（平成28年度着工）に取り組み完了させるとともに、伊坂浄水場4施設と山村浄水場（1系）4施設の耐震化工事を実施しています。

なお、令和元年度に伊坂浄水場の5施設は耐震性を有することが確認されたため、本年度末には目標値を上回る17施設の耐震化が完了する見込みです。

経営計画上の成果指標	R2 目標値	R2 見込値	R8 目標値
浄水場の耐震化率(%) (累積/全体 浄水処理施設数)	48.0 (12/25)	68.0 (17/25)	100 (25/25)



耐震補強工事が完了した山村浄水場（2系）  
（令和2年度完了）



耐震化工事予定の伊坂浄水場  
（令和3年度完成予定）

##### (イ) 老朽化対策

###### a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を実施するとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期の段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っています。

本年度は、山村浄水場や新屋敷取水所等の電気設備の点検整備、野代導水ポンプ

所ポンプ設備の分解点検整備などを実施しています。

## b 管路等の更新

管路総延長約 350 kmのうち、耐震適合性のない管路が約 138 kmあり、経営計画の計画期間中において、特に重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に、約 22.1 kmを優先して更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めることとしています。

また、配水運用の切り替え、漏水時の止水など、配水制御において重要となる制水弁 69 基を優先して更新することとしています。

本年度は、過年度に着手した工事も含め、約 3.2 kmの管路の布設替工事と、令和 3 年度以降に更新を予定している管路のうち約 1.7kmの測量設計を実施しています。制水弁については、内径 1800 耗制水弁など 7 基の取替工事を実施しています。

経営計画上の成果指標	R 2 目標値	R 2 見込値	R 8 目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 km)	61.8 (216.3/350.1)	62.5 (218.7/350.1)	66.9 (234.3/350.1)
うち経営計画期間中 における優先実施分	18.6 (4.1/22.1)	29.4 (6.5/22.1)	100 (22.1/22.1)
制水弁の更新率(%) (累積/全体 計画期間に更新する基数)	36.2 (25/69)	47.8 (33/69)	100 (69/69)

※ 管路の耐震適合率欄 ( ) 内の数値については、0.1km 単位に四捨五入しています。

## c 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 129 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検整備を実施するとともに、耐用年数や劣化状況、交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断し、更新を進めることとしています。

本年度は、伊坂汚泥処理場電気設備及び小杉流量調整弁室電気計装設備など 13 設備の更新工事を実施しています。

経営計画上の成果指標	R 2 目標値	R 2 見込値	R 8 目標値
設備の更新率(%) (累積/全体 計画期間に更新する設備数)	34.9 (45/129)	34.9 (45/129)	100 (129/129)

## (ウ) 浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策

近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況を踏まえて、主要施設であるポンプ所や配水池等の工業用水道施設における対策の検討を進めることとしています。

現在、河川管理者等が公表している洪水及び高潮の浸水想定区域内に 10 施設（水道との共用施設 1 施設を含む）、県が指定する土砂災害警戒区域内に 3 施設（1 施設は過年度に対策済み）があることが判明しています。

本年度は、浸水被害や土砂災害等に対する対策について先行事例の調査や検討を実施しています。

### [成果指標]

経営目標	成果指標	R 2 目標値	R 2 見込値	R 8 目標値
強靱な工業用水道の構築	浄水場の耐震化率 (%)	48.0	68.0	100
	制水弁の更新率 (%)	36.2	47.8	100
	管路の耐震適合率 (%)	61.8	62.5	66.9
	設備の更新率 (%)	34.9	34.9	100
	給水障害発生件数 (件)	0	0	0

#### 【成果指標の説明】

- ・浄水場の耐震化率  
浄水場における浄水処理施設（25 施設）のうち耐震化する施設数の割合
- ・制水弁の更新率  
計画期間（平成 29 年度～令和 8 年度）に更新する制水弁数の割合  
更新対象数は 69 基
- ・管路の耐震適合率  
管路総延長（約 350 k m）のうち耐震適合性のある管路延長の割合
- ・設備の更新率  
計画期間（平成 29 年度～令和 8 年度）に更新する設備数の割合  
更新対象設備は 129 設備
- ・給水障害発生件数  
企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数  
なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーの操業に支障がない場合は給水障害としない。

## イ 経営目標：健全な事業運営の持続

工業用水は産業活動にとって基礎的な要素であり、地域産業の振興、地域経済活性化のために必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

### [目標達成に向けた取組状況]

社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営を持続していくため、的確な水需要予測やアセットマネジメントによる資産管理を実践するとともに、施設規模の適正化などについて検討しています。

### [成果指標]

経営目標	成果指標	R 2 目標値	R 2 見込値	R 8 目標値
健全な事業運営の持続	給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	33.2	32.9	35.4
	年間給水量 (百万m <sup>3</sup> )	213	217	213
	経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上	100 以上

#### 【成果指標の説明】

- ・給水原価  
有収水量1 m<sup>3</sup>を作るために要する費用  
{経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+長期前受金戻入)} ÷ 有収水量
- ・年間給水量  
1日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を1年間分積み上げた水量
- ・経常収支比率  
給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標  
経常収益 ÷ 経常費用 × 100

## (4) 工業用水道料金の見直しについて

### ア 現行の料金

本県の工業用水道事業の料金は、「工業用水道料金算定要領」（経済産業省）に基づき総括原価方式により算定しており、原則5年ごとに料金の見直しを行っています。

現行の工業用水道料金は、平成28年度から令和2年度までの5年間の料金を3事業（北伊勢工業用水道、中伊勢工業用水道、松阪工業用水道）とも据え置きとしました。その後、中伊勢工業用水道においては、ユーザーからの使用廃止の申し出があり、契約水量が3割程度減少したことに伴い、平成30年4月に料金を値上げする改定を行っています。

## イ 次期料金

次期の令和3年度から令和7年度の5年間の料金は、三重県企業庁経営計画等に基づき、

- ① 南海トラフ地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるための施設の耐震化
- ② 工業用水を安定して給水できる状態を維持するための施設の老朽化対策
- ③ 内部留保資金を施設改良費の財源に充当することによる企業債の発行抑制等のコスト縮減

などの取組を反映し、この結果、3事業ともに、収支がほぼ均衡する見通しとなったことから、ユーザーに説明のうえ、現行料金を据え置くこととしました。

### 【参考1】工業用水道料金の算定方法（総括原価方式・二部料金制）

#### （1）基本料金（固定的経費）

$$\text{基本料金} = \frac{\text{経費} + \text{減価償却費} + \text{支払利息} - \text{控除項目} \quad (\text{円})}{\text{契約水量} \quad (\text{m}^3)} \quad (\text{円/m}^3)$$

(注) ア 経 費：人件費、修繕費、負担金、その他維持管理費

イ 減価償却費：固定資産の価値減耗費

ウ 支 払 利 息：企業債の支払利息

エ 控 除 項 目：施設使用料、受取利息、公舎等貸下料

#### （2）使用料金（変動的経費）

$$\text{使用料金} = \frac{\text{動力費} + \text{薬品費} + \text{汚泥処理費} \quad (\text{円})}{\text{使用水量}^{\ast} \quad (\text{m}^3)} \quad (\text{円/m}^3)$$

※使用水量＝契約水量－休止水量

(注) オ 動 力 費：取水、導水、浄水、配水に係る電力費（消費電力料金及び契約電力料金）

カ 薬 品 費：浄水処理に必要な薬品費

キ 汚泥処理費：汚泥脱水機の運転管理や汚泥処分等の汚泥処理費

ク 休 止 水 量：使用者が企業庁に工業用水の使用の全部又は一部の休止を申し出て、それを企業庁が承認した水量

【参考2】工業用水道料金の推移

(単位：円/m<sup>3</sup>、税抜き)

事業別		年度	H2年度 ～ H4年度	H5年度 ～ H11年度	H12年度 ～ H17年度	H18年度 ～ H21年12月	H22年1月 ～ H24年度	H25年度 ～ H29年度	H30年度 ～ R2年度	R3年度～ (次期料金)
		北 伊 勢	基本料金	16.5	17.0		17.0	15.5	14.5	
使用料金	3.4		3.5		3.0	3.5	4.0		4.0	
超過料金	39.8		41.0		40.0	38.0	37.0		37.0	
中 伊 勢	基本料金	20.7	21.3				27.4		27.4	
	使用料金	1.8	1.9				2.0		2.0	
	超過料金	45.0	46.4				58.8		58.8	
松 阪	基本料金	12.5	12.9	14.9				14.9		
	使用料金	1.5	1.6	1.1				1.1		
	超過料金	28.0	29.0	32.0				32.0		

【参考3】工業用水道事業の収支見通し

〔単位：百万円/年〕

	次期料金期間 (R3～R7)		
	収 益	費 用	純損益
北伊勢工業用水道	5,261	5,257	4
中伊勢工業用水道	218	225	△ 7
松阪工業用水道	228	218	10

### 3 電気事業（RDF焼却・発電事業）

電気事業については、令和元年9月17日に三重ごみ固形燃料発電所におけるRDF焼却・発電を終了しました。

現在、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向け、関係市町及び関係部局等と協議・調整を行い、セーフティーネットの運用やRDF焼却・発電施設の撤去工事等を進めています。

#### （1）令和2年度の主な取組状況

##### ア セーフティーネットの運用

三重県RDF運営協議会の総会決議に基づき、RDFの製造を継続している団体に対しては、本年度末まで、処理先のトラブル等で処理料金が令和元年度の料金（14,145円/t（税抜））を超える場合に、その超過分を補填するセーフティーネットの運用を行っています。

##### イ RDF処理委託料の清算

RDF処理委託料の清算金については、RDFの処理及び運搬に要した費用に応じて、製造団体に分配することとしており、清算の時期については、令和2年度と令和3年度の2回に分けて行うこととしています。

本年度は、11月に開催した三重県RDF運営協議会総務運営部会において、RDF処理委託料の第1回清算にかかる額と支払手続き等を確認し、令和3年1月に第1回清算分として総額3億円を支払いました。

##### ウ RDF焼却・発電施設の撤去工事

RDF焼却・発電施設の撤去工事の実施に向けて、施設撤去の方法、土壌汚染対策及び周辺環境対策等について、関係市町等へ説明を行うとともに、8月に地域自治会役員で構成する「地域連絡会議」を、9月に学識経験者や地域住民等で構成する「安全管理会議」を、10月に地域住民に対する「工事概要説明会」を開催し説明を行いました。

その後、施設撤去工事の入札手続きを行い、令和3年1月28日に工事契約の締結を行いました。

今後、すべての施設を撤去し、令和4年度中に工事を完了させることとしています。

##### エ 事業の総括

事業の総括については、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町からの意見も取り入れ、関係部局と連携して進めていくこととしています。

本年度は、事業の総括に必要な様々なデータの整理等を行っており、すべての業務が終了した段階ですみやかに総括が行えるよう、RDF処理委託料の清算やRDF焼却・発電施設の撤去工事等と並行して検討を進めています。

## IV 三重県企業庁経営計画の改定方針

### 1 計画改定の趣旨

三重県企業庁経営計画（以下「経営計画」という。）については、将来にわたり健全で安定した経営を実現していくため、30年から40年程度先までの事業環境を見通したうえで、10年間（平成29年度～令和8年度）の計画として平成29年3月に策定しました。その後、計画の進捗管理にあたっては、各事業の経営目標について、毎年、定期的にPDCAサイクルによる検証・改善を行っているところです。

令和3年度は経営計画の策定から5年目となり、折り返し地点を迎えることから、計画の最終年度に向けてより充実したものに見直していくため、経営計画策定後の状況の変化などを踏まえ、令和3年度中に改定を行います。

### 2 経営計画の概要

#### (1) 計画の位置づけ

「みえ県民力ビジョン」の企業庁としての実行計画として位置づけるとともに、国から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づけています。

#### (2) 経営理念

公共性と経済性を両立させたいと、県民の日常生活や経済活動に欠くことができない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献します。

#### (3) 主な成果指標にかかる進捗状況

事業	成果指標	令和2年度 見込値	令和8年度 目標値
水道用水供給	浄水場の耐震化率	87.8%	100%
	管路の耐震適合率	65.3%	69.2%
工業用水道	浄水場の耐震化率	68.0%	100%
	管路の耐震適合率	62.5%	66.9%

### 3 改定の方向性

#### (1) 経営の基本及び計画期間

経営の基本については、当庁にとって普遍的なものであり、現行計画策定後の状況の変化に影響されるものではないことから踏襲することとし、計画期間中の今後5年間（令和4年度～令和8年度）の計画内容について改定します。

#### (2) 主な計画内容の見直し

- 水道用水供給事業及び工業用水道事業について、耐震詳細診断の結果を踏まえ、引き続き、主要施設の耐震化等に取り組むとともに、財政収支を見据えつつ、優先度を勘案しながら前倒しを検討します。

- ・近年の全国各地における台風や集中豪雨に伴う災害の状況を踏まえ、「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」を新たに追加します。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、デジタル強靱化社会の構築が喫緊の課題となっていることを踏まえ、デジタル化による業務改善等を推進するための取組を検討し、計画内容に反映していきます。

#### 4 今後のスケジュール（案）

令和3年	3月	防災県土整備企業常任委員会（改定方針の説明）
	6月	防災県土整備企業常任委員会（骨子案の説明）
	11月	三重県企業庁経営懇談会（中間案の説明）
	12月	防災県土整備企業常任委員会（中間案の説明） パブリックコメント、関係者（市町・ユーザー等）意見照会
令和4年	2月	三重県企業庁経営懇談会（最終案の説明）
	3月	防災県土整備企業常任委員会（最終案の説明）、 計画改定・公表

## 現行の経営計画に基づく取組の成果と課題

### (1) 水道用水供給事業

#### ①安全でおいしい水の供給

##### 【主な取組】

- ・ 県民の水道に対するニーズに対応するため、「安全性」や「味やにおい」の観点から、総トリハロメタン、カビ臭物質、臭気強度について、国の水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化してきました。
- ・ 水道水質の変動による一時的な異臭味の発生時や水源の水質事故発生時の対策として、浄水処理機能を強化するため、全5浄水場への活性炭処理設備の整備を進めています。

##### 【成果・課題】

- ・ 令和3年10月には全5浄水場への活性炭処理設備の整備が完了することから、引き続き、管理目標値を遵守し、県民の水道に対するニーズに対応するため、水質管理を強化していく必要があります。
- ・ 全5浄水場への活性炭処理設備の整備の完了を踏まえ、今後、「水安全計画」を見直す必要があります。

#### ②強靱な水道の構築

##### 【主な取組】

- ・ 浄水場については、東日本大震災後に公表された南海トラフ地震の波形も踏まえた耐震詳細診断結果に基づき、計画的に耐震化を進めました。
- ・ 耐震性を有しない管路のうち、特に液状化が想定される地域に埋設されている管路など、被害率の高い管路に加え、耐用年数を経過した管路の耐震化を一部前倒しして、管路の更新を実施してきました。

##### 【成果・課題】

- ・ 耐震詳細診断を実施した結果、全5浄水場（49施設）のうち、耐震化が必要な施設は高野浄水場（6施設）のみとなり、浄水処理施設の耐震化率は現行の経営計画策定時点から大幅に向上しました。現在、高野浄水場の耐震化を進めており、令和7年度には、全5浄水場の浄水処理施設（49施設）の耐震化が完了する予定です。
- ・ また、浄水処理工程に必要な排水処理施設や災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池について、耐震詳細診断を前倒しして実施しています。
- ・ 管路等については、引き続き、耐用年数を経過し耐震性を有しない管路の耐震化等を計画的に進めていく必要があります。
- ・ 近年の全国各地における台風や集中豪雨に伴う災害の状況を踏まえ、新たに主要施設における「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」に取り組む必要があります。

### ③健全な事業運営の持続

#### 【主な取組】

- ・ アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践してきました。なお、令和2年度からの料金改定については、持続可能な経営を確保しつつ、中長期的な料金の抑制に努めました。
- ・ 水道法の改正に伴い、本県の水道事業の基盤強化の推進を図るため、令和元年度に設置された三重県水道基盤強化協議会に、当庁も水道事業者として、県内市町とともに参画しています。
- ・ 水道事業における運転管理等の技術管理業務は、水道に課せられた重い事業者責任を果たすため、包括的な民間委託は行わず、浄水場に企業庁職員を配置したうえで個別に民間委託を行ってきました。なお、個別の運転管理等の業務については、効率的な事業運営と競争性を高める観点から、委託期間を3年間から5年間に拡大しました。

#### 【成果・課題】

- ・ 強靱な水道の構築において、「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」という新たな課題が生じてきている中、これらの対策を進めるにあたっては、料金に与える影響を考慮し、アセットマネジメント手法を用いた中長期的な投資・財政計画に基づき、健全な事業運営を確保しつつ、計画的に進める必要があります。
- ・ 三重県水道基盤強化協議会では、水道事業の基盤強化のために課題を共有し、幅広い内容で連携して取り組めること等について議論することとしています。当該協議会において関係する受水市町と連携し、県営水道料金の中長期的な抑制についても検討していく必要があります。
- ・ より効率的な事業運営を図るため、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ等の活用について、全国的な導入状況を調査しながら、検討を継続していく必要があります。

## (2) 工業用水道事業

### ①強靱な工業用水道の構築

#### 【主な取組】

- ・ 南海トラフ地震などの大規模地震による被害を最小限に抑えるよう、山村浄水場、伊坂浄水場及び水管橋の耐震化を進めました。
- ・ 漏水などの事故が発生した場合でもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取り替えるとともに、耐震化を含む老朽化対策として、重要度の高い主要幹線などを中心に管路の更新を進めてきました。

#### 【成果・課題】

- ・ 主要施設である浄水場の浄水処理施設については、伊坂浄水場の5施設が耐震性を有すると判明したため、全3浄水場（沢地、伊坂、山村）の25施設の耐震化が令和3年度中に完了する予定です。このため、浄水処理施設以外の主要施

設の耐震化を前倒しすることも検討する必要があります。

- ・ 管路及び制水弁の更新については、現場条件や関係機関等との調整が難航するなど、やむを得ず工事を後送りしたものがあることから、工業用水道施設改良計画を見直し、計画的な更新・耐震化を進めていく必要があります。
- ・ 近年の全国各地における台風や集中豪雨に伴う災害の状況を踏まえ、新たに主要施設における「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」に取り組む必要があります。

## ②健全な事業運営の持続

### 【主な取組】

- ・ 県及び市町の企業誘致部局と連携しながら、需要見込みのある企業等に対して迅速に情報提供を行うなど、工業用水の利用促進を図りました。
- ・ アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践してきました。なお、令和3年度からの料金の見直しについては、持続可能な経営を確保しつつ、中長期的な費用の平準化を図ることで料金の抑制に努めました。
- ・ 浄水場等の技術管理業務の包括的な委託について、効率的な事業運営と競争性を高める観点から、委託期間を3年間から5年間に拡大しました。

### 【成果・課題】

- ・ 経営基盤の強化を図るため、県及び市町の企業誘致部局と連携し、工業用水の利用促進を図るとともに、今後の需要量や渇水などの危機管理への対応も考慮のうえ、施設規模の適正化を検討する必要があります。
- ・ 強靱な工業用水道の構築において、「浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策」という新たな課題が生じてきている中、これらの対策を進めるにあたっては、料金に与える影響を考慮し、アセットマネジメント手法を用いた中長期的な投資・財政計画に基づき、健全な事業運営を確保しつつ、計画的に進める必要があります。
- ・ より効率的な事業運営を図るため、現行業務委託の委託期間の拡大や業務内容の見直しについて検討を進めるとともに、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ等の活用についても、検討を継続する必要があります。

## (3) 電気事業

### ①安全・安定運転の取組

#### 【主な取組】

- ・ R D F 製造団体等の関係者と連携し、R D F の品質管理の徹底とR D F 焼却・発電施設及び貯蔵施設の安全・安定な管理を行うとともに、地域連絡会議や安全管理会議を開催し、地元住民の方々との信頼関係を確保しながら、安全・安定運転を行いました。

#### 【成果・課題】

- ・ R D F 品質管理の徹底及び施設の安全な管理・運転により事故の発生はなく、三重ごみ固形燃料発電所でのR D F の焼却・発電は令和元年9月17日をもって

終了し、同年12月21日には電気事業法における発電所を廃止しました。

## ②RDF焼却・発電事業の終了への対応

### 【主な取組】

- ・RDF焼却・発電事業の終了に伴う課題を整理し、関係市町及び関係部局と十分な協議を行いました。

### 【成果・課題】

- ・三重県RDF運営協議会総会において、令和元年9月にRDFの搬入を終了すること、RDFの製造を継続する団体に対してセーフティーネットを設けること、RDF処理委託料の清算などについて決議がなされました。
- ・決議に沿って、令和元年9月にRDFの焼却・発電を終了するとともに、令和2年度までセーフティーネットの運用を行いました。また、清算金については、令和2年度に3億円を分配しました。令和3年度には、最終的な清算を行う必要があります。
- ・最終的な事業の総括を行うため、現在、関係部局と連携して、検証に必要なデータの整理を進めており、すべての業務が終了した段階で、速やかに最終的な報告を行う必要があります。

## ③電気事業の清算及び財産の引継ぎ

### 【主な取組】

- ・施設撤去の方法、土壌汚染対策及び周辺環境対策等について、関係市町等へ説明を行うとともに、地域連絡会議、安全管理会議及び地域住民説明会等での説明後、施設撤去工事に着手しました。
- ・財産処分の手続きを進めるとともに、電気事業会計の清算に向け、令和元年度に資産の減損処理を行い、令和2年度に減資（資本金の額の減少）を行いました。

### 【成果・課題】

- ・施設撤去工事については、環境対策及び安全対策等に配慮して進めていく必要があります。
- ・電気事業会計の終了に向けて、引き続き、財産処分を進めるとともに、残与財産の引継ぎについて準備する必要があります。

## (4) 各事業共通の展開

### ①経営基盤の強化

#### 【主な取組】

- ・組織・定数については、簡素で効率的な事業運営を行うため、業務の状況等に応じて適切な調整を行いました。
- ・企業庁職員として業務上必要な知識・技術の習得や能力の向上を図るよう計画的に研修を実施するとともに、各所属においてOJT手法を活用し、技術の継承に取り組んでいます。

- ・ 質の高いサービスの提供と顧客満足向上につなげていくため、定期的に取り組を点検し、業務の継続的な改善を推進しました。

#### 【成果・課題】

- ・ 電気事業の終了に伴い、今後の事業運営にかかる組織・定数のあり方について、検討を進める必要があります。
- ・ 職員の年齢構成の高年齢化、定年延長制度の導入検討等の企業庁を取り巻く環境が変化している中で、技術継承に資する人材を育成する必要があります。
- ・ 品質と顧客満足度の向上のためには、継続的なP D C Aサイクルによる検証・改善が必要です。

## ②地域社会との信頼関係

#### 【主な取組】

- ・ 経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすため、受水市町への説明会の開催、ユーザーに対するメールマガジンの発行、イベントの開催等により、当庁の取組について積極的な情報提供を行いました。
- ・ 浄水場の施設見学を受け入れるとともに、伊坂ダム及び山村ダムの周辺施設を開放することにより、地域貢献の取組を継続して実施しました。
- ・ コンプライアンス意識の向上を図るため、各所属でコンプライアンスミーティング等を実施しました。また、コンプライアンス推進の中で、R D F 貯蔵槽爆発事故の教訓を生かす取組に着手しました。

#### 【成果・課題】

- ・ 公営企業としての説明責任を果たすため、コロナ後の新常态を見据え、ニーズに応じた情報提供の方法を検討する必要があります。
- ・ 浄水場の施設見学の受け入れについては、当庁の事業継続を優先することを基本に、コロナ後の新常态を見据えた開催方法について検討する必要があります。
- ・ 引き続き、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、R D F 貯蔵槽爆発事故の教訓に係る取組を、知事部局等にも展開できるよう検討を進める必要があります。

## 令和元年度「三重県企業庁経営懇談会」の概要

## 1 開催概要

(1) 日 時 令和2年2月5日(水) 10:00～11:33

(2) 場 所 三重県勤労者福祉会館2階第2会議室

(3) 出席者

ア 懇談会構成員(50音順、敬称略)

朝日 幸代 (国立大学法人三重大学 人文学部 法律経済学科 教授)

伊藤 禎規 (昭和四日市石油株式会社 人事総務部 総務課 総務課長)

豊田 由紀美 (Y's 建築設計事務所 代表)

水摩 和宏 (セントラル硝子株式会社 松阪工場 管理部 工務課 課長)

森 浩木 (桑名市上下水道部 次長)

イ 企業庁

企業庁長、副庁長、次長、企業総務課長、財務管理課長、水道事業課長、工業用水道事業課長、施設防災危機管理監、機電管理監、副参事兼課長補佐兼班長(電気事業課)

(4) 議 事

1) 事業概要等説明

①三重県企業庁の概要

②三重県企業庁経営計画の概要

③各事業の令和元年度進捗状況

2) 意見交換

## 2 令和元年度懇談会でのご意見に対する考え方・取組状況

## (1) 水道事業

	主なご意見	企業庁の考え方・取組状況
1	水道事業の設備更新率については、令和8年度に100%を目標として計画的に進めていると思うが、計画を前倒しして設備の更新に取り組んでほしい。	水道事業では、平成30年度に耐震化計画の見直しを行い、管路の耐震化について、前倒しして実施しています。
2	水道事業の民営化について、安全・安心な水道の供給という観点から民営化を行うべきではないと考えます。	水道事業の民営化については、現時点では検討していませんが、浄水場に職員を配置したうえで、運転監視等の業務を民間委託するなどの官民連携を進めています。

3	<p>水道料金について、基本料金が下がるとのことだが、使用料金を下げることはできないのか。使用料金を下げるにより、節水を促すことにも繋がると考えられるがどうか。</p>	<p>使用料金については、受水市町の利便性を考慮し、料金を平準化し、一律 39 円としていますが、実際には 1 立米あたり 39 円以上のコストを要する状況にあります。これ以上の引き下げは基本料金の引き上げにつながることから、現行の使用料金を維持することとし、受水市町の理解が得られるよう、丁寧に説明してまいります。</p>
---	--	--

## (2) 工業用水道事業

	主なご意見	企業庁の考え方・取組状況
1	<p>工業用水道事業の管路の更新について、約 22 キロを優先して実施することだが、具体的な場所を知りたい。</p> <p>工場周辺で大地震が発生し、企業庁のポンプが停止すれば、工業用水が供給されなくなり、操業が停止することが心配される。</p>	<p>管路の更新については、昭和 55 年頃に開始し、水源に近いところから基幹管路の更新を順次進めてきました。</p> <p>すでに千本松原取水所や安永取水所から J R 南四日市駅周辺まで完了し、現在、その先のユーザー付近の更新に取り組んでいる状況であり、今後も計画的に更新を進めてまいります。</p>
2	<p>工業用水は企業の生命線であるため、今後とも安定的な給水に向けて計画的な更新をお願いしたい。</p> <p>また、管路更新における将来的なビジョンについて、詳しく教えていただきたい。</p>	<p>管路の更新については全力で取り組んでいますが、経営計画期間中の令和 8 年度までにすべての管路の耐震化率を 100%にすることは現実的には難しい状況です。</p> <p>そのような中、布設年度が古い管路など、特に優先して更新を行うべき管路については計画期間中に着実に耐震化を進めていきたいと考えています。</p>
3	<p>工業用水の管路の更新について、1 kmあたりどのくらいの期間を要するのかを示されると、経営目標を達成するのに 10 年間を要する理由が分かりやすいのではないかと。</p>	<p>管路の更新にあたっては、工事個所の埋設物（ガス管や電力線など）の布設替えの検討など、更新ルートを選定に多くの時間を要し、状況によってかかる時間も異なるため、一概に時間の目安を示すことは難しい状況ですが、ユーザーの皆様からの理解が得られるよう、様々な機会を通じて、当庁の取組について情報提供を行ってまいります。</p>

## (3) その他

	主なご意見	企業庁の考え方・取組状況
1	<p>現在実施している耐震化の工事等は国土強靱化の予算の対象とならないのか。</p>	<p>国土強靱化予算の要求について、対象となるものは積極的に国へ要求しているところです。</p>

2	耐震詳細診断の委託にあたり、委託業者の選定はどのように行っているのか。	耐震診断にあたっては、高度な専門性が求められ、価格だけでなく技術力や過去の実績等も考慮した選定を行う必要があることから、指名競争入札（総合評価方式）により、委託業者の選定を行っています。
3	技術系職員が減少する中で、近年、工事の調査・設計から施工まで全て民間に委託するデザインビルドの手法も出てきているが、三重県企業庁の状況はいかがか。	当庁では技術系職員により調査・設計と施工を分割して発注できる体制が今のところ維持できており、当面は現状の手法を継続する予定です。